市町村名 王寺町

義務教育学校設置にかかる普通交付税の算定方法の 見直しについて

【担当省庁】総務省

王寺町における取組

(現状・課題)

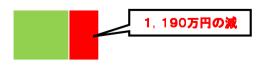
王寺町では、令和4年4月に町内の3小学校及び2中学校を再編・整備 し、2校の義務教育学校を開校した。

現状、小中学校の管理運営に係る普通交付税は、小学校費と中学校費と して基準財政需要額に算入されており、文部科学省の学校基本調査におけ る児童生徒数、学級数、学校数の3つを基礎数値として算定されている。 なお、学校数の基礎数値は、義務教育学校1校の場合、前期課程(小学 校)と後期課程(中学校)それぞれ1校となる。

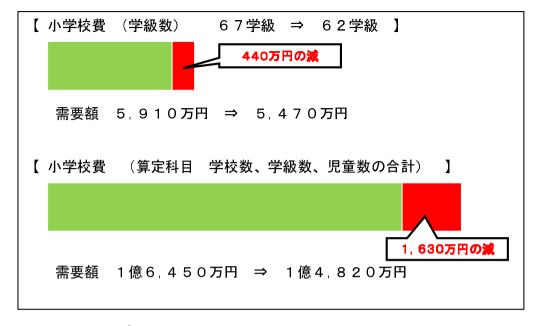
このことから、2校の義務教育学校では、先に述べた3つの基礎数値については中学校費は変わらないが、小学校費では児童数は変わらないものの、学校数は3校から2校に、また、それに伴い学級数が減少することにより、経過措置終了後は、令和5年度の基準財政需要額でみると小学校費の学校数で1、190万円の減、学級数で440万円の減、合計で1、630万円の減少となる。

様々な学年の児童生徒の異学年交流などができるよう、ゆとりある施設 環境とともに9年間を見通した系統性あるきめ細かな授業や指導を行う義 務教育学校の校種に即した需要額の算定が必要である。

[図] 義務教育学校による基準財政需要額の減【 小学校費 (学校数) 3校 ⇒ 2校 】



需要額 3,570万円 ⇒ 2,380万円



国にお願いすること

現在の地方交付税法に定められている個別算定経費には、学校教育法の 改正により、平成28年4月から制度化された新たな学校の種類である 「義務教育学校費」がなく、9年間の系統性を活かした教育を行う義務教 育学校に相応しい算定が行われるよう、必要な制度改正をお願いしたい。

【担当部署】 王寺町政策推進課